

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町 1 - 2 - 3 マルイト 難波ビル	0 1 - 0 0 2 4 3 8

注) 建設業許可番号「1 -」は国土交通大臣許可, 「2 -」は茨城県知事許可, 「3 -」は他県知事許可を表す。「5 -」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 9 月 14 日～令和 5 年 3 月 13 日（6 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株)浅沼組の使用人が、令和 4 年 7 月 2 6 日、千葉県市川市発注の市川市立塩浜学園の旧校舎取り壊し工事において、公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）第 2 条第 1 項及び別表第 2（談合及び競売入札妨害）第 9 号に該当するため。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 7 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)